

# 大阪星光学院医師の会

## 名簿管理・運用規定

### 第1条 本文書の目的

本文書は、「第二条 名簿の目的」に記載の目的を充足するため、大阪星光学院医師の会（以下、「当会」という）の会員及び世話人会が担うべき責務及び会員名簿の管理手順を記載したものである。

### 第2条 名簿の目的

当会の名簿は、大阪星光学院同窓会会則第4条に定める正会員のうち、医師資格を有しているもの、または医学部医学科に在籍するものの懇親を図るために利用するものとする。

### 第3条 名簿の種類

大阪星光学院同窓会会則第4条に定める正会員のうち、医師資格を有しているもの、または医学部医学科に在籍するものの名簿を大阪星光学院医師の会会員資格者名簿（以下「資格者名簿」という）、このうち当会の趣旨に賛同し大阪星光学院同窓会HPより会員登録したものの名簿を大阪星光学院医師の会会員名簿（以下「会員名簿」という）と称する。

### 第4条 名簿の利用

#### 第1項 利用範囲

##### 1. 資格者名簿

- ① 名簿の適正な運用を担保するため、名簿の利用は以下の用途に限る。
  - A) 催しに関する伝達、勧誘、依頼等、当会世話人会からの案内
  - B) 会員からの申し出による資格者名簿登録者への案内、呼びかけ。但し、世話人会の承認を得たものに限る

- c) その他、当会の世話人会で承認された用途
- ②名簿の目的外利用は固く禁じる。利用範囲について疑義がある場合は、世話人会にて検討の上、解決を図るものとする。

## 2. 会員名簿

- ①名簿の適正な運用を担保するため、名簿の利用は以下の用途に限る。
  - A) 催しに関する伝達、勧誘、依頼等、当会世話人会からの案内
  - B) 大阪星光学院医師の会会則第4条に規定する会員相互の親睦を図り、良質な医療ネットワークを形成するための会員間での情報交換、案内。
  - c) その他、当会の世話人会で承認された用途
- ②名簿の目的外利用は固く禁じる。利用範囲について疑義がある場合は、世話人会にて検討の上、解決を図るものとする。

## 第2項 不適切な利用への対応

1. 万一、不適切と思われる名簿の利用が発生、発覚した場合には、世話人会は当事者に当該行為の中止を求めるとともに、問題解決に向けて適切な対応を講じるものとする。

不適切な利用として、当面は以下のものを想定する。これ以外利用が認められた場合の適正性については、世話人会においてこれを判定するものとする。

- ①営利目的での利用
- ②政治的な目的での利用
- ③宗教、反社会組織などに関連する勧誘、連絡。但し、大阪星光学院及び同学院同窓会の認めるものは除く
- ④ウィルスに類する迷惑メール、頻度の高いメール
- ⑤特定の人や組織を誹謗中傷するメッセージ
- ⑥その他個別に世話人会が目的外、迷惑と認定するもの

## 第5条 名簿の維持管理

### 第1項 名簿管理者の設置

1. 名簿は当会の名簿担当責任者と名簿運用担当者（以下責任者、担当者を合わせて名簿管理者という）をもうけ、複数名で管理にあたるものとする

る。

2. 名簿管理者は、以下の責任を負うものとする。
  - ① 善良なる管理者の責任をもって名簿情報の管理を行う
  - ② 当会の趣旨に抵触する恐れのある名簿利用があった場合、関係する会員に速やかに通知し、世話人会に諮った上で解決に向けた対策を講じる
  - ③ 会員から名簿管理運用規定に関する改定の申し出があった場合、世話人会に諮問の上必要な改定を講じる
  - ④ その他、名簿の適正な管理に必要な措置を継続的に検討し、当会の円滑な運営に資するよう努める

## 第2項 名簿記載内容の現行化（新規登録、更新等）

名簿の正確性、即時性を可能な限り担保するため、名簿管理者は以下の業務を行うものとする。

- ① 資格者名簿への新規登録  
新卒者・既卒者の登録を、大阪星光学院並びに大阪星光学院同窓会と協力して情報収集に当たり、出来る限り網羅性を高めるものとする。
- ② 会員名簿への新規登録  
資格者名簿に記載されているが会員名簿に登録されていないものに対して、あらゆる機会を利用して登録を促すものとする。
- ③ 名簿の更新  
名簿管理者は、情報の更新の申し出があった場合には、速やかに名簿に反映の上、正確性、即時性の維持に努めるものとする

## 第3項 名簿の発行・管理

- ① 資格者名簿の発行は、これを行わない。
- ② 会員名簿の発行は、登録会員に対して定期的に行う。
- ③ 発行する会員名簿の掲載事項に関しては、大阪星光学院同窓会 HP を介して会員本人から登録された内容に限定する。なお、携帯電話番号に関しては発行する会員名簿には掲載しない。
- ④ 取得した会員名簿は、会員以外に公表することを禁ずる。

## 第4項 登録メールアドレス、携帯電話番号の取扱いについて

当会の活動を活性化させ、会員相互の親睦を深めるために、各会員の登録メールアドレスを用いてメーリングリストを作成し、これを運用する。

登録された携帯電話番号は、メールアドレスの変更等により連絡がつかなくなった際のSMS送信や、災害時の緊急連絡時にのみ利用するものとする。

## 第6条 会員の責務

名簿管理の円滑化、作業量軽減化のため、会員は当会に対して以下の責任を負うものとする

1. 当会に登録する情報（転居、転職、メールアドレス、その他）に関する変更の届出
2. 入退会希望の通知
3. 情報漏えい等、名簿の利用に関わる疑義に関する通知
4. 当会の趣旨に抵触する恐れのある個人情報の扱いに関する通知
5. その他、当会の世話人会で別途取り決める責任

## 附則

1. 会員情報の新規登録、変更、削除
  - ① 新規登録の場合、入会希望者は下記URLのサイトから必要事項を入力し、入会申請を行う。  
<http://www.osakaseiko-ob.org/form.php?fN=frm1316335238>
  - ② 登録情報の変更の場合、①項に記載のURLのサイトから、変更内容を本人が記載し、情報の更新を申請する
  - ③ 削除、退会の場合、①項に記載のURLのサイトから、退会希望を本人が記載し、情報の削除を申請する
2. 本規定の変更  
本規約は世話人会の承認を得て変更できるものとする。
3. 本規定は2013年3月3日より発効する。

## 改定履歴

初版 : 2013年3月3日